

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-12)

政策名(※1)	政策12: 情報通信技術利用環境の整備		分野	情報通信(ICT政策)		
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上の実現、ブロードバンド基盤の整備促進による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、利用者からの苦情・相談対応等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現し、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況	当初予算(a)	3,725	1,851	1,562	1,409
		補正予算(b)	3,100	800	0	0
		繰越し等(c)	-2,208	3,221	1,030	
		合計(a+b+c)	4,617	5,872	2,592	
執行額		2,713	5,530			

(注)平成24年度予算は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に係る補正予算が計上されているため、平成25年度予算額は大幅に減少している。

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [1]「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造 (対日直接投資) (観光) (IT・ロボットによる産業構造の改革)
	日本再興戦略	平成25年6月14日	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ④ 世界最高レベルの通信インフラの整備 ○ 世界最高レベルの通信インフラの実用化 ○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し 二. 戦略市場創造プラン テーマ3: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (2) 個別の社会像と実現に向けた取組 ② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会 ○ 安全運転支援システム、自動走行システムの開発・環境整備
		平成26年6月24日改訂	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 ④新たなイノベーションの基盤となる無料公衆無線LAN環境の整備等
		平成27年6月30日改訂	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (2)施策の主な進捗状況 (個人情報保護法等の改正により、パーソナルデータの適正な利活用を促進) (電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立し、情報通信分野の競争等を促進) (3)新たに講ずべき具体的施策 iv) IT利活用の更なる促進 ① 地方創生に資するIT利活用の促進 v) 未来社会を支える情報通信環境整備 ① 需要増大・新サービスの提供に向けた移動通信システム用の周波数帯の拡張の実現 ② モバイル分野の競争促進・利用環境整備 ③ 無料公衆無線LAN環境の全国整備の促進 二. 戦略市場創造プラン テーマ3: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (3)新たに講ずべき具体的施策 ③ 世界一のITS構築に向けた戦略の展開 テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会 (3)新たに講ずべき具体的施策 ④ 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 三. 国際展開戦略 (2) 施策の主な進捗状況 (対内直接投資促進に向けた重点施策の取りまとめ、推進体制強化)

	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 (4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保
		平成27年6月30日改定	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 (2)ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進 2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会 (1)地方創生IT利活用促進プランの促進 3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会 (3)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 (7)2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端のIT利活用による「おもてなし」の発信 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 1. 人材育成・教育 (1)ITの利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保
	科学技術イノベーション総合戦略	平成27年6月19日改定	第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組 Ⅳ. 我が国の強みを活かしIoT、ビッグデータ等を駆使した新産業の育成 i)高度道路交通システム
	観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015	平成27年6月5日	4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 (7)無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善 6. 「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速 (3)オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること	① OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキング<アウトカム指標>	1位(2012年9月時点。2013年7月公表) 【25年度】	1位(2014年9月時点。2015年7月公表) 【26年度】	1位を引き続き維持 【26年度】	イ
	2 公正な競争促進に向けた取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」を公表。 平成26年2月、NTT東西等における規制の遵守状況等を検証し、公表。 モバイル接続料の算定の更なる適性の向上に向けた検討会を開催し、同報告書を取りまとめ。当該報告書を踏まえガイドラインの改正を実施。移動系通信市場における競争状況の進展の分析に必要なMVNOの現状を把握するため、省令改正を実施。 ※MVNO(Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者)電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを調達して、独自のモバイルサービスを提供する電気通信事業者 【25年度】	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。 調査研究の成果を基に、平成27年度接続料の算定方法について検討を行い、情報通信行政・郵政審議会の答申(平成26年12月)を踏まえ、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の改正等の制度整備を実施。 平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」情報通信審議会答申を踏まえ、光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新制の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月)し、平成27年5月公布。 【26年度】	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における平成25(2013)年度の競争状況について、平成26年夏頃目途に評価を公表。 電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 電気通信事業の更なる競争促進に向けた制度見直し等の方向性について、情報通信審議会からの答申を踏まえ、平成26年中に結論を得る。 【26年度】	イ
	③ 訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 2013年6月公衆無線LANサービス提供者向けの無線LANのガイドラインを策定・公表。 公衆無線LANに関する諸外国の現状やICTに関する外国人旅行者のニーズ調査等を実施。 【25年度】	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月に公表された「SAQ2 JAPAN Project」※を踏まえ、無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立した。本協議会の場において、無料公衆無線LANを利用できるエリアの拡大や探しやすさの向上等の外国人旅行者のニーズを踏まえ、無料公衆無線LANの整備状況等の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有、訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討を実施し、通信環境の改善に取り組んだ。 ※2020年オリンピック・パラリンピック東京大会以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「選べて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境を実現するためのアクションプラン。 【26年度】	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者等、団体等参画による無料公衆無線LAN環境整備促進に向けた推進体制を構築するとともに、先例事例の共有、エリアオーナーへの無料公衆無線LAN整備に係る働きかけを行う等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。 【26年度】	イ

地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	④	超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 <アウトカム指標>	99.9% (平成26年3月末時点) 【25年度】	100.0% (平成27年3月末時点) 【26年度】	対前年度増 【26年度】	イ
	5	超高速ブロードバンドサービスの利用率 <アウトカム指標>	固定系:51.1% 移動系:42.6% (平成26年3月末時点) 【25年度】	固定系・移動系合わせて年29.1%(ポイント)の増加 固定系:53.6% 移動系:69.1% (平成27年3月末時点) 【26年度】	固定系・移動系合わせて年10%(ポイント)程度増加 【26年度】	イ
電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること	6	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組状況	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【25年度】	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求める行政指導等を実施。 【参考】 行政指導(警告メール) 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件 【25年度】 行政指導(警告メール) 約3,600通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件 【26年度】	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【26年度】	イ
	⑦	電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組状況	・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立ち上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。	・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者保護ルールの見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立ち上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。 ・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月)し、平成27年5月公布。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に向けた検討を実施。	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 【26年度】	イ

通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	⑧	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施	「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、事故防止の在り方等について、平成25年10月に取りまとめ。 【25年度】	・電気通信事故対策について、 ①事業者が作成する「管理規程」(事故防止の取組に係る自主基準)への全社的・横断的な設備管理の方針・体制・方法に係る記載事項の規定と対策の追加、 ②「管理規程」の変更命令や遵守命令の追加、 ③「電気通信設備統括管理者事業者」(経営レベルの責任者)の選任義務付け、 ④「電気通信主任技術者」(現場の設備管理の監督責任者)への講習制度の導入、 ⑤他事業者から通信回線を借りてサービス提供する大規模な事業者(ネット関連事業者等)への前記各事項の義務付け、 等を内容とする電気通信事業法を改正(平成26年6月公布)。 ・上記改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、新たに対象となる事業者への対策の追加など、全面的な見直しを実施し、公表(平成27年4月)。 【26年度】	電気通信事業法の改正等を実施。 【26年度】	イ
	9	市場調査を行う特定無線設備等の台数	108台 (平成25年度値) 【25年度】	83台 【26年度】	90台 【26年度】	ロ
	10	MRA国際研修会の参加者数 ※MRA(Mutual Recognition Agreement):相手国(欧州等の外国)向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国(日本)で実施することを可能とする二国間の協定	159人 (平成25年度値) 【25年度】	208人 【26年度】	135人 【26年度】	イ
安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	11	安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 ※通信プロトコル:通信を行う際の約束事や手順	安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。 【25年度】	車車間通信技術を活用した安全運転支援システムに必要な通信セキュリティの基本機能の検証を実施。 【26年度】	安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。 【26年度】	イ
ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること	12	ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅	約500MHz幅 【22年度】	累計で約740MHz幅を携帯電話等のワイヤレスブロードバンド用に確保。 【26年度】	2000MHz幅 【32年度】	—
	13	無線通信技術の高度化等に対応した電波政策の見直し	「電波政策ビジョン懇談会」を開催し、①新しい電波利用の姿、②新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策、③電波利用を支える産業の在り方について検討を開始。 【25年度】	電波政策ビジョン懇談会において、電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について議論を行い、平成26年12月、「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」を取りまとめ、公表。 同報告書を踏まえ、ワイヤレスブロードバンド用の周波数の確保目標について、今後は携帯電話等に加え、新たに無線LANも一体的に扱うように見直したほか、海外から一時的に持ち込まれる端末の円滑な利用を実現するため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出(平成27年4月)し、公布(平成27年5月)するなど、高度化・高速化が進展するワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与。 【26年度】	電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について、平成26年中に結論を得る。 【26年度】	イ
	14	第4世代移動通信システム(4G)の導入に ※用周波数の割当て ※3.9世代移動通信システム(LTE)の後継となる次世代移動通信システムであり、光ファイバ並み(最大1Gbps)の高速通信を実現可能とするもの。	第4世代移動通信システム(4G)の導入に向けて、公開ヒアリングの実施。さらに4Gを制度化する際の検討課題等について意見募集を実施。 【25年度】	4Gを導入するため、割当ての審査基準(開設指針)を平成26年9月に策定し、3.48GHzから3.6GHzまでの合計120MHz幅について、平成26年12月に3者に対しそれぞれ40MHz幅ずつ割当てを実施。 【26年度】	4Gを導入するため、割当ての審査基準(開設指針)を平成26年夏頃までに策定。平成26年内に3.4GHzから3.6GHzまでの最大200MHz幅の周波数の割当てを実施。 【26年度】	イ

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	主要な測定指標である測定指標1、3、4、7、8は目標を達成している。一方、測定指標9については未達成であるものの、実績からほぼ目標を達成していると認められているため、相当程度進展ありと判断した。
政策の分析	(有効性、効率性等)	
	<施策目標>電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1のOECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキングについては、1位を維持しており、競争政策の推進により、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現していることから、施策目標を達成している。 測定指標2の公正な競争促進に向けた取組状況については、平成25年度の競争評価を実施するとともに、「競争評価アドバイザーボード」での構成員からの助言等を踏まえ「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。また、電気通信分野の制度見直しの方向性を示した情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」を踏まえ、第189回通常国会に光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新制の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を提出し、本年5月に公布。これらは電気通信事業者間の公正な競争を促し、イノベーションや多彩なサービスを創出すること等により、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現させるものであり、施策目標を達成している。 加えて、測定指標3の訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況については、「SAQ2 JAPAN Project」を公表し、それを踏まえて設立された「無料公衆無線LAN整備促進協議会」において無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有、訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討等を行い、その結果、訪日外国人が無料で利用できるスポットが分かりやすくなる等、訪日外国人のICT利用環境の整備に一定の進捗がみられた。
	<施策目標>地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標4の超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率は、民間事業者による整備や国の補助金を活用した地方公共団体による整備等の結果、平成27年3月末は、平成26年3月末の99.9%から0.1%(ポイント)増加した100%となり、目標を達成することができた。これにより、地域の特性を踏まえた高速ブロードバンド環境のより一層の整備・確保に寄与することができた。 測定指標5の超高速ブロードバンドの利用率については、平成26年3月末より、固定系については2.5%(ポイント)、移動系については26.5%(ポイント)増加しており、合わせて29.1%(ポイント)増加していることから、「固定系・移動系合わせて年10%(ポイント)程度増加」との目標を達成するものであり、地域における高速のブロードバンド環境の整備・確保が進展していることを示している。
	<施策目標>電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標7の電気通信サービスを安心・安全に利用するための環境を実現するための取組状況については、電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、「スマートフォン安心・安全強化戦略」を平成25年9月に公表したほか、「ICTサービス安心・安全研究会」における議論等を踏まえ、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)し、平成27年5月公布。これらは電気通信サービスにおける消費者保護を充実させるものであり、安心・安全な利用環境の実現に資するものであることから、施策目標を達成している。
	<施策目標>通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標8の電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施については、電気通信事故対策について、①事業者が作成する「管理規程」(事故防止の取組に係る自主基準)への全社的・横断的な設備管理の方針・体制・方法に係る記載事項の規定と対策の追加、②「管理規程」の変更命令や遵守命令の追加、③「電気通信設備統括管理者事業者」(経営レベルの責任者)の選任義務付け、④「電気通信主任技術者」(現場の設備管理の監督責任者)への講習制度の導入、⑤他事業者から通信回線を借りてサービス提供する大規模な事業者(ネット関連事業者等)への前記各事項の義務付け等を内容とする電気通信事業法を改正(平成26年6月公布)し、当該改正を踏まえた「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の全面的な見直しを実施、公表(平成27年4月)し、電気通信事業分野の安全・信頼性向上のための基準を改定することができ、施策目標を達成している。 測定指標9の市場調査を行う特定無線設備等の台数については、携帯電話端末に新たな技術基準が追加され、その測定に時間と費用が発生したため目標台数が達成できなかった。しかしながら、当初目標台数の90%を超える台数について技術基準への適合性を確認しており、ある程度の電気通信事業分野の安全・信頼性の向上に寄与することができた。
	<施策目標>安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	<ul style="list-style-type: none"> 車車間通信技術を活用した安全運転支援システムに必要な通信セキュリティの基本機能の検証を実施。これにより、安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術の実現に向けて寄与することができた。
	<施策目標>ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること	<ul style="list-style-type: none"> 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う周波数再編の実施等により、ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅が、平成22年度の約500MHz幅から平成26年度末には約740MHz幅に増加しているほか、電波政策ビジョン懇談会において、電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について議論を行い、平成26年12月、「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」を取りまとめ、公表。また、第4世代移動通信システムの導入に向けて、平成26年12月に3.48GHzから3.6GHzまでの120MHz幅の周波数の割当てを実施し、目標を達成することができた。これらの取組により、ワイヤレスブロードバンド用の周波数の確保等を行った結果、無線通信システムの高度化・高速化への対応を図ることができ、ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することができた。
評価結果		

	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>・上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、引き続き電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現し、また電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施することにより、安心・安全な利用環境の実現に向けた取組を推進していく。さらに、ドメイン名の名前解決サービスの提供は、その円滑な提供が困難となった際は、国民生活や日本経済に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、信頼性等の確保のため、平成27年5月に公布した「電気通信事業法等の一部を改正する法律」において、必要最小限の規律を課すこととされた。当該改正を受けたドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組や、首都直下地震等のリスクがより一層高まる状況を踏まえ、データセンターの地域分散化・活性化についての事業者への周知・啓発活動については、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現するものであり、当該施策目標の測定指標として追加することとする。</p> <p>さらに、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展に向け、必要な周波数の確保等、引き続き情報通信基盤の利用環境の維持・改善を図っていく。</p> <p>○電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること 測定指標2については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。目標指標と実績値はおおむね同等の水準であり、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現するため維持すべき水準であるが、世界最先端IT国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)において、IPv6に対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要があると記載されていることを踏まえ、情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動を年7箇所実施することを目標に追加する。</p> <p><新たな指標の設定> 情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動は、IPv6に対応した通信環境の適正かつ安全な発展に寄与し、電気通信サービスの健全な発展の促進に資することにつながるため指標として設定することとした。</p> <p>○地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること 測定指標4については、平成27年3月末の超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率が100%となったところであるが、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率は99.0%であり、未整備の地域が存在する(平成27年7月末公表)。「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」情報通信審議会答申(平成26年12月)においては、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備を推進するとされていることから、引き続き現在の目標を維持することとし、超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率に代わり、新たに固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率を測定指標として設定する。</p> <p><新たな指標の設定> 固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の対前年度増は、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンドの整備・確保の推進に資するため、指標として設定することとした。</p> <p>測定指標5については、これまでブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定するため、世帯におけるブロードバンド利用状況を指標として設定していたところであるが、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」情報通信審議会答申(平成26年12月)や行政事業レビュー公開プロセス(平成27年6月開催)において頂戴した御指摘等を踏まえ、ブロードバンドの利活用については、世帯のみならず企業や地方自治体等においても向上していくことが重要であって、ブロードバンド基盤の整備だけでなく、電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策の推進を含む総合的な施策の推進により達成されるべきものであることから、本目標に対する測定指標としては削除することとした。</p> <p>○電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること 測定指標7については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。目標指標と実績値はおおむね同等の水準であり、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現するため維持すべき水準であるが、昨今、広範囲で回線が輻輳するような異常トラフィックの発生が顕著になっているところ、大規模な異常トラフィックが発生した際には、当該トラフィックが遮断されるまで長時間を要し、対処されるまでの間、利用者が安定的にネットワークを利用することが困難になっていることから、大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数を10者とするを指標に追加する。</p> <p><新たな指標の設定> 昨今の大規模な異常トラフィックによるネットワークへの支障は、社会経済活動に広く致命的な悪影響を及ぼすため、ネットワークへの支障を最小限に抑える大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立することは、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することにつながるため指標として設定することとした。</p> <p>○通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること 測定指標8については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。目標指標と実績値はおおむね同等の水準であり、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現するため維持すべき水準であるが、測定指標9「市場調査を行う特定無線設備等の台数」については、技術基準の適合性を効率的に調査する方法(対象設備、測定項目)を再考し、限定した台数の調査で十分な効果を得られるよう、見直しを図る。</p> <p><新たな指標の設定> 電気通信事業分野の安全・信頼性等の確保及び向上に資するため、ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組状況及びデータセンターの地域分散化・活性化についての事業者への周知・啓発活動について指標として設定することとした。</p> <p>○安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること ・安全運転支援に必要な課題が残っているため引き続き現在の目標を維持する。</p> <p>○ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること ・ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅については、電波政策ビジョン懇談会最終報告書を踏まえ、移動通信用データトラフィック量の増加や無線LANの利用拡大、東京五輪対応等を考慮し、新しい電波利用の実現に向けて、今後は無線LANについても一体的に扱い、移動通信用の周波数の確保に向けた取組を推進していく。また、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展に当たり、今後は、ワイヤレスブロードバンド(無線による高速・大容量通信)への対応とともに、その他の多様な無線通信システムの高度化や新たな導入ニーズにも適切に対応する必要があることから、施策目標を「無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応」に変更する。</p> <p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>II 予算の継続・現状維持</p>
--	----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○2020年代に向けた情報通信の発展の動向を見据えた上で時代に即した電気通信事業の在り方の検討を行い、世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展による経済活性化・国民生活の向上を実現するため、情報通信審議会に諮問し、答申をいただいた。</p> <p>○競争評価アドバイザーボードにおいて、総務省が実施する競争評価の重要事項について、中立的かつ専門的な見地からの助言をいただき、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表した。</p> <p>○ICTサービス安心・安全研究会(平成26年2月から開催)において、消費者保護ルールの見直し・充実、通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等について検討いただいた。</p> <p>○平成27年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 北大路信郷教授、埼玉大学教育学部 重川純子教授、岩手県立大学総合政策学部 西出順郎教授から、政策の分析の記述や次期目標等への反映の方向性の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・OECD通信白書(http://www.oecd.org/internet/oecd-digital-economy-outlook-2015-9789264232440-en.htm) ・情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000337511.pdf) ・SAQ2 JAPAN Project(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000260.html)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局課室名</p>	<p>総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波政策課 他2課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 秋本 芳徳 総合通信基盤局 電波部 電波政策課長 田原 康生</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
----------------	---	---------------	--	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。